

# 和歌山県立医科大学教育研究開発センター一部会規程

制 定 平成18年7月1日 和医大教研開セ規程第2号  
最終改正 令和4年4月1日 和医大教研開セ規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学教育研究開発センター規程第5条第2項の規定に基づき、和歌山県立医科大学教育研究開発センター（以下「センター」という。）の各部会の業務、組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(各部会の業務)

第2条 カリキュラム専門部会においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) カリキュラム及び実施体制に関すること。
- (2) カリキュラムの編成、改善及び開発に関すること。
- (3) カリキュラム全般に関すること。
- (4) その他必要事項に関すること。

2 臨床技能教育部会においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 臨床技能教育の方針及び研究に関すること。
- (2) 臨床技能教育全般に関すること。
- (3) その他必要事項に関すること。

3 FD部会においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 授業内容・方法の改善及び開発に関すること。
- (2) セミナー、講習会及び教員研修の企画・実施に関すること。
- (3) 授業改善全般に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 各部会は、次の各号に掲げる部会員で組織する。

- (1) 専任の教員のうちからセンター長が推薦する者
- (2) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第1号の委員の任期は、3年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 各部会に医学部委員会、保健看護学部委員会及び薬学部委員会を置く。

4 前項の医学部委員会、保健看護学部委員会及び薬学部委員会の組織、運営等については、別に定める。

(部会長)

第4条 各部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長、副部会長は、センター長が指名する。

3 部会長は、各部会における業務を処理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 代表者会議の構成員は、部会長、副部会長、各学部委員会の委員のうち各学部委員の

長からそれぞれ推薦された者とする。

3 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

4 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務等)

第6条 各部会の庶務は、事務局学生課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、各部会の運営に関し必要な事項は、各部会で定める。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

平成18年7月1日に選任された第3条第1項に掲げる部会員の任期については、同条第2項の規定にかかわらず、平成18年7月1日から平成20年3月31日までとする。

附 則

1 この規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、令和2年4月1日からの任期については、令和3年3月31日までの1年間とする。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。